## 春日井市雇用対策協定運営協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市雇用対策協定(令和4年2月7日締結。以下「協定」という。)に基づき、春日井市における地域雇用環境の課題を解決するため、春日井市雇用対策協定運営協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その運営等に必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
  - (1) 協定に基づく事業計画の策定及び見直し
  - (2) 協定に基づく事業計画に係る進捗管理及び実績評価
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項 (委員)
- 第3条 委員は、次に掲げるものとする。
  - (1) 産業部長
  - (2) 市民生活部多様性社会推進課長
  - (3) いきがい創生部いきがい推進課長
  - (4) 健康福祉部障がい福祉課長
  - (5) 健康福祉部生活支援課長
  - (6) こども未来部子育て推進課長
  - (7) 産業部経済振興課長
  - (8) 愛知労働局職業安定部職業安定課長
  - (9) 愛知労働局雇用環境·均等部指導課長
  - (10) 春日井公共職業安定所長

(会長)

- 第4条 協議会に会長を置く。
- 2 会長は、産業部長をもってこれに充てる。

- 3 会長は、議事を統括する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会は、毎年度1回以上開催することとし、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委 員がその会議に出席できないときは、当該委員があらかじめ指名した者が代理 として出席することができるものとする。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、説明又は 意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、産業部経済振興課及び春日井公共職業安定所において 処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年2月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。